

特別教育を必要とする危険有害業務一覧表

安規 36 条号別	対 象 業 務【労働安全衛生法第 59 条 労働安全衛生規則第 36 条】
1	研削といしの取替、取替時試運転業務
2	動力プレス機の金型、シャーの刃部又はプレス機、シャーの安全装置、安全囲いの取付け取外し調整業務
3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
4	高圧（直流 750V 超 交流 600V 超～7,000V 以下） 特別高圧（7,000V 超）の活線等の業務、低圧含、詳細は 36 条 4 号参照
5	最大荷重 1 ト未満のフォークリフト業務（他に道交法適用有り）
5 の 2	最大荷重 1 ト未満のショベルローダー、フォークローダー運転業務（他に道交法適用有り）
5 の 3	最大荷重 1 ト未満の不整地運搬車運転業務（他に道交法適用有り）
6	制限荷重 5 ト未満の揚貨装置運転
7	機械集材装置運転（集材機、架線、搬器、支柱及び附属物により構成、動力を用い原木等空中運搬設備）
8	胸高直径 70cm 以上の立木伐木、直径 20cm 以上重心偏、つりきり、かかり木、伐木等業務
8 の 2	チェーンソーを用いて立木伐木、かかり木処理又は造材業務
9	機体重量 3 ト未満不特定場所を自走できるものの運転（道交法適用も有） ・令別表 7 の 1 号（整地運搬積込機） ブルドーザー モーターグレーダー トラクターショベル ずり積機 スクレーパー スクレープドーザー ・令別表 7 の 2 号（掘削機） パワーショベル ドラグショベル ドラグライン クラムシェル パケット掘削機 トレンチャー ・令別表 7 の 3 号（基礎工事機） くい打ち機 くい抜き機 アースドリル リバースサーキュレーションドリル せん孔機 アースオーガー ペーパードレーンマシン ・令別表 7 の 6 号（解体用機械） ブレーカー
9 の 2	令別表 7 の 3 号（基礎工事機、上記参考） 自走できないもの
9 の 3	同上（同上） 自走できるものの作業装置の操作
10	令別表 7 の 4 号（締固め用機械） ローラー運転業務（道交法有り）
10 の 2	令別表 7 の 5 号（コンクリート打設用機械）の作業装置の操作
10 の 3	ボーリングマシン運転業務
10 の 4	建設工事の作業で使用使用するジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務
10 の 5	作業床の高さ 10m 未満の高所作業車運転業務
11	動力巻上げ機の運転業務（電気ホイスト、エヤホイスト等）（除ゴンドラ）
13	令 15 条第 7 号の軌道装置等運転業務（除鉄道事業法、軌道法）
14	小型ボイラー取扱業務（令第 1 条 4 号の小型ボイラー）
15	クレーン運転（つり上げ過重 5 ト未満及びつり上げ過重 5 ト以上の跨線テルハ）
16	移動式クレーン 1 ト未満
17	デリック 5 ト未満
18	建設用リフト
19	玉掛（1 ト未満のクレーン、移動式クレーン、デリック）
20	ゴンドラ操作
20 の 2	作業室、気閘室への送気のための空気圧縮機運転
21	高圧室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作業務
22	気閘室への送気、排気の調整を行うバルブ又はコックの操作業務
23	潜水作業への送気調節を行うバルブ、コックの操作業務
24	再圧室操作業務
24 の 2	高圧室内作業に係る業務
25	四アルキル鉛業務（令別表 5 の四アルキル）
26	酸素欠乏危険作業にかかる業務
27	特殊化学設備の取扱整備、修理業務（令 20 条 5 号第一種圧力容器の整備を除く）
28	エックス線装置又はガンマ線装置を用いて行う透過写真の撮影業務
28 の 2	加工施設、再処理施設、使用施設等の管理区域における核燃料物質、使用済燃料（汚染物を含む）取扱業務
28 の 3	原子炉施設の管理区域内における核燃料物質、使用済燃料（汚染物を含む）取扱業務
29	粉じん障害防止規則第 2 条 1 項 3 号の特定粉じん作業
30	ずい道等の掘削作業、ずり、資材等の運搬、覆工のコンクリート打設等の作業
31	産業用ロボットの教示等の業務
32	産業用ロボットの検査・修理・調整等の業務
33	空気圧縮機を用いて自動車（2 輪自動車を除く）のタイヤの空気充てん業務
34	廃棄物焼却施設（ダイオキシン類特別措置法）におけるばいじん及び焼却灰等を取り扱う業務
35	廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
36	廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴う焼却灰等の取扱業務
石綿則 27	石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業並びに石綿等の封じ込め、囲い込みの作業
除染電離則 19	土壌等の除染等の業務又は廃棄物収集等業務
39	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。） （H27.7.1 より）
40	ロープ高所作業に係る業務（H28.7.1 より）